

東京社会保険協会

社会保険新報

4

APRIL

平成28年/No.786

目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・平成28年度 生活習慣病予防健診のご案内/2
 - ・平成28年度 特定健康診査のご案内/3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大の概要/4
 - ・2か所以上の事業所に勤務する方の届出/4
 - ・オンライン申請（電子申請）を始めてみませんか/5
 - ・国民年金ひとことメモ/5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・健診のご予約から健診結果が届くまで/6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・平成28年度 東京社会保険協会事業のご案内と協会加入のお願い/7
 - ・算定基礎届事務講習会 開催のお知らせ/8
 - ・平成28年度 社会保険事務講習会・セミナーの開催予定/9
- すいそう
 - ・東西南北/9

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成28年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、**35歳～74歳の被保険者（加入者ご本人）**を対象にした**生活習慣病予防健診**を行っています。生活習慣病予防健診では、がんや糖尿病など、主に生活習慣によって引き起こされるさまざまな病気の予防のための検査を行います。

検査項目は、特定健康診査や企業の定期健康診断の検査項目を含んだ総合的な内容となっています。

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受診対象者 | 35歳～74歳の被保険者 （任意継続被保険者も含まれます。） ● 受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です。 ● 年度内に75歳を迎える被保険者は、誕生日の前日まで受診できます。 |
| 費用 | 受診対象者1人につき、年度内（本年4月～来年3月）1回に限り、費用補助があります。 |

健診の種類・検査内容・対象年齢・受診者負担額は？

| 健診の種類 | 主な検査内容 | 対象年齢※1 | 受診者の最高負担額※2 |
|---------------|--------------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 一般健診 | 診察等・身体計測・血圧測定・尿検査・便潜血反応検査・血液検査・心電図検査・胸部および胃部X線検査 | 35歳～74歳 | 7,038円 |
| | 眼底検査（医師が必要と判断した場合のみ実施します。） | | 78円 |
| 子宮頸がん検診（単独受診） | 問診・細胞診 | 20歳～38歳の偶数年齢の女性 | 875円 |

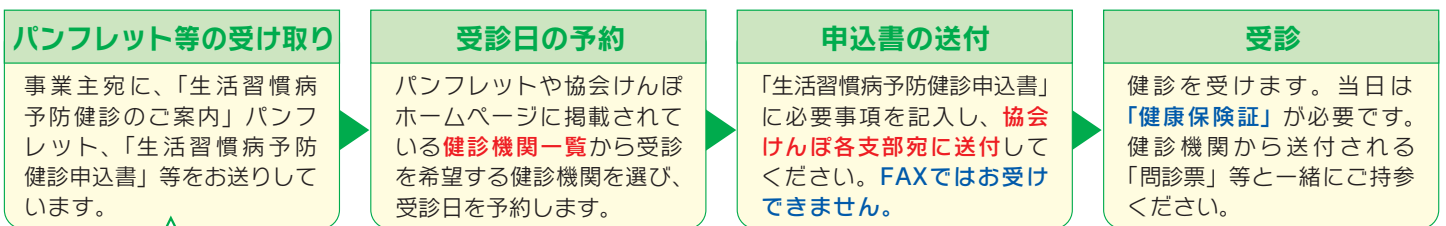
■一般健診に追加して受診できる健診（セット受診のみで、単独受診はできません。）

| 健診の種類 | 主な検査内容 | 対象年齢※1 | 受診者の最高負担額※2 |
|----------|------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 付加健診 | 眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査・血液学的検査・尿沈渣顕微鏡検査・生化学的検査 | 40歳・50歳 | 4,714円 |
| 乳がん検診 | 問診・視診・触診・乳房X線検査 | 40歳～74歳の偶数年齢の女性 | 50歳以上 1,066円 40歳～48歳 1,655円 |
| 子宮頸がん検診 | 問診・細胞診 | 36歳～74歳の偶数年齢の女性 | 875円 |
| 肝炎ウイルス検査 | HCV抗体検査・HBs抗原検査 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けた方は除きます。受診希望のご本人が、健診機関へ直接お申し込みください。 | 35歳～74歳 | 612円 |

※1 平成28年度中に対象年齢に該当する被保険者が、受診対象者です。

※2 実際の受診者負担額は、健診機関によって異なる場合があります。受診前に各健診機関にご確認ください。

受診までの流れ



お送りした「生活習慣病予防健診申込書」は、平成28年1月上旬のデータで作成しています。

●パンフレットや申込書は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。

協会けんぽが補助を行う、充実した内容の健診です。皆様の健康チェックのため、ぜひお申し込みください!!
 詳しくは、4月初めに事業主にお送りした「平成28年度 健診のご案内」をご覧ください。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル（TEL 03-6853-6599）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成28年度 特定健康診査のご案内

協会けんぽでは、**40歳～74歳の被扶養者（加入者ご家族）**を対象にした**特定健康診査**を行っています。
 特定健康診査では、メタボリックシンドロームのリスクに着目した検査を行います。
 受診には、「**特定健康診査受診券**」が必要です。
 受診券は、4月中旬までに被保険者（加入者ご本人）のご自宅宛に送付します。必ずご確認ください。

| | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受診対象者 | 40歳～74歳の被扶養者 （任意継続被保険者の被扶養者も含まれます。） ● 受診時に協会けんぽの被扶養者であることが必要です。 ● 年度内に75歳を迎える被扶養者は、誕生日の前日まで受診できます。 |
| 費用 | 受診対象者1人につき、年度内（本年4月～来年3月）1回に限り、費用補助があります。 |

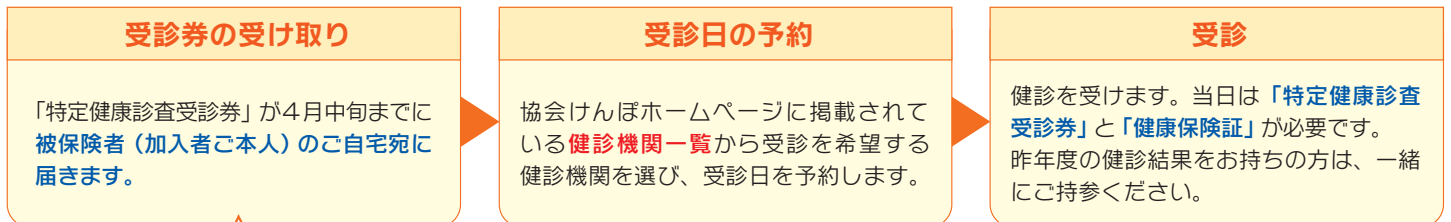
健診の種類・検査内容・対象年齢・受診者負担額は？

| 健診の種類 | 主な検査内容 | 対象年齢 ^{※1} | 協会けんぽからの最高補助額 ^{※2} |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 基本的な健診 | 診察等・問診・身体計測・血圧測定・尿検査・肝機能検査・血糖検査・血中脂質検査 | 40歳～74歳 | 6,520円 |
| 詳細な健診 [昨年度の健診結果などに基づいて、医師の判断により、基本的な健診に追加して実施されます。] | 心電図検査・眼底検査・貧血検査 | | 3,400円 |

- ※1 平成28年度中に対象年齢に該当する被扶養者が、受診対象者です。
- ※2 健診費用の総額（健診機関によって異なります）から補助額を引いた額が受診者負担額になります。

例 基本的な健診を、費用の総額10,000円の健診機関で受診した場合
受診者負担額 3,480円 = 基本的な健診費用の総額 10,000円 - 補助額 6,520円

受診までの流れ



お送りした「特定健康診査受診券」は、平成28年1月中旬のデータで作成しています。
 1月中旬以降に被扶養者になったなどの理由で「特定健康診査受診券」がない場合は、「特定健康診査受診券申請書」を提出してください。

- 「特定健康診査受診券申請書」は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。
- 協会けんぽホームページをご覧になれない場合は、健診専用ダイヤルへお問い合わせください。

がん検診 **がん検診については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。**

健診は、病気の早期発見や生活習慣を見直すきっかけとなります。年に一度は健診を受けましょう。

健診についての詳細は **協会けんぽ東京支部ホームページ** をクリック!

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

お申し込み（郵送） 〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
 全国健康保険協会 東京支部 保健グループ

お問い合わせ（電話） **健診専用ダイヤル：03-6853-6599** かけ間違いにご注意ください！
 受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日と年末年始を除きます。）

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル（TEL 03-6853-6599）まで



短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大の概要

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

特定適用事業所

同一の事業主の適用事業所の厚生年金保険被保険者数の合計が、**常時500人を超える**事業所が該当します。

■同一の事業主の適用事業所とは

事業主が実際に同一であるかにかかわらず、次に該当する適用事業所のグループをいいます。

- 法人事業所 …… 法人番号が同じ適用事業所
- 個人事業所 …… 現在の適用事業所
- 国 …… 国に属するすべて（立法・司法・行政）の適用事業所
- 地方公共団体 …… 法人番号が同じ適用事業所

■常時500人とは

直近1年のうち6か月以上、厚生年金保険被保険者数の合計が500人を超えることが見込まれる場合をいいます。

- 厚生年金保険の第2号～第4号被保険者である共済組合員も含まれます。

短時間労働者

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、次の**①～④のすべてに該当**する方です。

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

週の所定労働時間とは、就業規則や雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取り扱いと同様です。）

| | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 所定労働時間が週単位以外の場合 | 1か月単位で定められている ⇒ 1か月の所定労働時間を12分の52で除して算定 特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、特定の月を除いて算定 |
| | 1年単位で定められている ⇒ 1年間の所定労働時間を52で除して算定 |
| | 1週間の所定労働時間が 短期的かつ周期的 に変動する ⇒ 平均 により算定 |

② 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること

週給・日給・時間給を月額に換算したものに各諸手当等を含めた額が、8.8万円（年収106万円）以上の場合となります。ただし、標準報酬月額の算定方法とは異なり、賞与、割増賃金、通勤手当、家族手当等、一部のものは除かれます。

③ 雇用期間が1年以上見込まれること

次の場合が該当します。

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 雇用期間が1年以上である場合
- 雇用期間が1年未満であるが、雇用契約書に契約が更新される旨が明示されている場合 など

④ 学生でないこと

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限ります。）等に在学する生徒または学生は、適用対象外となります。（雇用保険の取り扱いと同様です。）

ただし、一定の要件を満たす場合は、被保険者となる場合があります。

2か所以上の事業所に勤務する方の届出

被保険者が同時に複数（2か所以上）の適用事業所に勤務することになった場合は、**いずれか1つの事業所を選択**して、管轄する年金事務所（または保険者）を決定する必要があります。このような場合、選択した事業所を管轄する年金事務所に、「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出するよう、従業員の皆様に周知をお願いします。

| | |
|------|--------------------------------|
| 届書名 | 健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届 |
| 添付書類 | 健康保険被保険者証 ^(※) |
| 提出期限 | 複数の適用事業所に勤務したときから10日以内 |
| 提出者 | 被保険者 |

(※)この届出に伴い、「健康保険被保険者証」の番号が変更になります。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）にすでに加入している場合は、被扶養者分を含めて添付が必要です。

標準報酬月額の決定および保険料の納付等について

選択した事業所を管轄する年金事務所において、各事業所で受ける報酬月額を合算し、法律に定められた上限額までの範囲で、将来の年金額や毎月の保険料計算の基となる標準報酬月額の決定等を行います。また、**選択した事業所が加入する健康保険の被保険者**となります。

保険料の納付については、標準報酬月額による保険料額を、事業所ごとに支払われる報酬月額に基づいて按分し、各事業所から納付していただきます。本人負担は、**各事業所における報酬月額に基づいて按分した保険料額をそれぞれ事業主と折半した額**となります。

「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」の提出がない場合には、正しい報酬月額での保険料が徴収できないだけでなく、将来の年金額にも正確に反映されないこととなります。該当する場合は、必ず提出してください。



オンライン申請（電子申請）を始めてみませんか

インターネットを使って、健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きができるのをご存じですか。
年金事務所の窓口に行かなくても、**e-Gov：電子政府の総合窓口**（<http://www.e-gov.go.jp/>）から、**24時間いつでも**申請・届出ができます。この機会に、オンライン申請の利用をご検討ください。

次のような場合は、すでにオンライン申請ができる環境が整っている可能性があります。

■ **CDやDVDを利用して届出している場合** ⇒ **作成したデータ**が利用できます。

■ **税金関係の手続きをオンライン申請している場合** ⇒ **お持ちの電子証明書**を利用できます。

利用可能な電子証明書は、日本年金機構ホームページでご確認ください。



オンライン申請利用マニュアル・照会窓口

● オンライン申請利用マニュアル一覧 <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

● e-Gov電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

● **ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル** **TEL 0570-058-555** *ナビダイヤル「2」を押してください。

050から始まる電話の場合は、03-6700-1144にお電話ください。

MOディスク
(光磁気ディスク)の
受付を終了します



平成28年9月末をもちまして、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の電子媒体による届出等のMOディスクでの受付を終了します。現在、MOディスクを利用されている事業主は、平成28年9月末までに、オンライン申請（電子申請）やCD・DVDによる届出等への切り替えをお願いします。

国民年金ひとことメモ ▶ 第1号被保険者の独自給付

国民年金第1号被保険者の独自の給付として、**付加年金**、**寡婦年金**、**死亡一時金**があります。

付加年金

第1号被保険者および任意加入被保険者が、**国民年金保険料の定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付**すると、**老齢基礎年金に付加年金が上乘せ**されます。お住まいの区市町村役場にお申し込みください。

付加年金の年金額：200円×付加保険料納付月数

● 付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる**終身年金**ですが、定額のため、**物価スライド（増額・減額）はありません。**

【付加保険料の特例納付制度】

平成28年4月から3年間（平成31年3月31日まで）に限り、過去に納付期限までに納められなかったことにより、法律上は辞退したものとみなされて納めることができなかった付加保険料を、過去10年間までさかのぼって納めることができるようになりました。ただし、要件等があります。詳細は、年金事務所へお問い合わせください。

寡婦年金

第1号被保険者として国民年金保険料を納付した期間（免除期間を含みます。）が25年以上ある夫が死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計を維持されていた妻に対して、**60歳から65歳になるまでの間**、支給されます。

寡婦年金の年金額：夫の第1号被保険者期間のみで計算した老齢基礎年金額の4分の3

● 死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であった場合、または、老齢基礎年金を受けたことがある場合は、支給されません。

● 妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は、支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として国民年金保険料を納付した月数^(注1)が36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、その人によって生計を同じくしていた遺族^(注2)に支給されます。

(注1) 4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算します。

(注2) 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹の中で優先順位の高い人に支給されます。

死亡一時金の額：国民年金保険料を納付した月数に応じて120,000円～320,000円

● 付加保険料を納付した月数が36月以上ある場合は、**8,500円が加算**されます。

● 遺族が、遺族基礎年金を受けられる場合は、支給されません。

● 寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

● 死亡一時金を受ける権利の時効は、**死亡日の翌日から2年**です。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

健診のご予約から健診結果が届くまで

フィオーレ健診クリニックでは、平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の各種健康診断のお申し込みを受け付けています。お早めにご予約ください。

電話予約

お手元に健康保険証をご用意のうえ、予約係までお電話でお申し込みください。

健診予約専用ダイヤル **03-5287-6211**【受付】平日9:00～17:00 土曜日(健診実施日のみ)9:00～12:00
*ご加入の健康保険組合により健診コースや検査内容などが異なります。

健診書類送

健康診断のご案内、問診票、検査容器等を、ご自宅または事業所に、健診の約1週間前までにお送りします。お手元に届き次第、**健康診断のご案内に記載の注意事項をよくお読みいただき、問診票に必要事項を記入**してください。オプション検査をご希望の方は、同封の申込書にて事前にお申し込みください。

健診当日

食事制限などの注意事項を守ってください。

受付に、事前に記入いただいた**問診票とオプション検査申込書、検査容器等**を提出してください。健康保険証の提示もお願いします。

健診終了

当日、窓口でお支払いのある方は、受付(会計)で精算します。クレジットカードでの一括払いもできます。健診後は、ラウンジでほっとひといき、おくつろぎください。無料のお飲みものやお菓子、アイスクリームをご用意しています。

●人間ドックを受診された方には、お食事券(グルメカード)と周辺の『お食事処のご案内』を差し上げます。



受診者専用ラウンジ

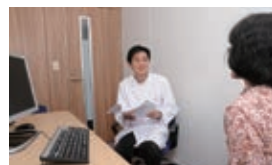


女性専用ラウンジ

健診結果

人間ドックを受診された方には、**当日、医師による結果説明を行います(土曜日を除きます)**。ご希望の方は、受付時にお申し出ください。全健診コースの健診結果表は、2週間程度で発送します。

結果説明



オプション検査を実施しています

健診の際に追加できる、さまざまなオプション検査をご用意しています。

オプション検査の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご参照ください。

業務提携 事前予約制 (約1週間前まで)

脳検査 (脳MRI・脳血管MRA・頸部血管MRA)

脳と頸部血管の検査を併用することで、より確かな診断ができます。症状の現れない危険因子を発見し、発症を未然に防ぐために、定期的な検査をおすすめします。

料金: **34,560円(税込)**

検査場所: メディカルスキャンニング新宿・池袋・渋谷・中野

MRIレディース検査 (子宮卵巣MRI)

子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣腫瘍などの診断に有効です。婦人科診察(内診や細胞診)と併せての受診をおすすめします。

料金: **32,400円(税込)**

検査場所: メディカルスキャンニング新宿・中野

胃カメラ検査 事前予約制 (健診をご予約時)

胃部レントゲン(バリウム)検査から胃カメラ検査への変更を承ります。**差額料金5,400円(税込)**が発生します。ご加入の健康保険組合との契約内容により、変更できない場合もあります。ご予約の際にご確認ください。

肺CT検査

「16列マルチスライスCT」を導入して、レントゲンでは発見しにくい直径数ミリの病変まで見つけることができます。また、肺CT+内臓脂肪検査も実施しています。

- 肺CT検査(健診と同時に受診)……………**料金 7,560円(税込)**
- 肺CT検査(単独で受診)……………**料金10,800円(税込)**
- 肺CT+内臓脂肪検査(健診と同時に受診)…**料金10,800円(税込)**
- 肺CT+内臓脂肪検査(単独で受診)……………**料金15,120円(税込)**

次号(5月号)は、**ストレスチェック** についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付
時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

事業主の皆様へ

平成28年度 東京社会保険協会事業のご案内と協会加入のお願い

東京社会保険協会は、昭和21年3月、東京都内で健康保険と厚生年金保険の適用を受けている事業主の皆様方を会員として設立され、社会保険制度の普及・発展に寄与し、被保険者とご家族の皆様の健康管理や福利厚生の向上を図ることを設立目的とした法人です。

具体的には、WEB版広報誌『社会保険新報』の配信、社会保険事務講習会や各種セミナーの開催、レジャー施設の割引利用、契約宿泊施設の利用料補助、各種の健康診断などの事業を通じて、社会保険制度の周知と皆様の健康管理や福利の増進に寄与しています。

健診事業を除くこれらの事業は、年1回お願いしている「協会費」を唯一の財源として実施しています。

事業主の皆様方におかれましては、本会の事業に格別のご理解とご協力を賜りたく、ご案内申し上げます。

ご加入は任意ですが、事業の推進には、皆様のご理解とご協力が不可欠です。

重ねてご理解とご協力をお願い申し上げます。

会員事業所の被保険者と被扶養者の方には、下記の特典があります

■健康づくり **7月開催予定** 「小江戸川越ガイドと歩く 蔵の街」

■日帰りバスの旅 **10月開催予定**

「秋の絶景 コキアの丘 国営ひたち海浜公園とJAXA 筑波宇宙センター見学」*昼食「こぼれ海鮮丼」付き

●『協会だより』（4月・7月・11月）の発行
『支部報』の随時発行

●社会保険事務講習会・各種セミナー等の開催
参加費無料（一部有料）

●東京ディズニーリゾート®コーポレートプログラム
利用券の配布（期間限定）

*東京ディズニーリゾート®特別利用券の名称が変わりました。

●伊東園グループほか、契約宿泊施設の**利用料補助**

●レジャー施設の**割引**

東京サマーランド、よみうりランド等

新規

鴨川シーワールド・よこはま動物園ズーラシア・
横浜市立金沢動物園・アクアパーク品川

●シンフォニークルーズの**割引**
（お食事付きセットプラン料金）

●東京交響楽団 演奏会チケットの**優待**

●フィットネスクラブ ティップネスの**利用補助**

検査・健診等

●人間ドックの**割引**（実施期間12月～翌年3月）

●心臓ドックの**割引**

●定期健康診断の**割引**（実施期間12月～翌年3月）

●脳検査の**割引**

●**新規** 三大疾病ドック・レディース骨盤MRI検査の**割引**

●PET-CTがんドックの**割引**

特典案内につきましては、<http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html> で検索、または事業課（TEL 03-5292-3596）にお問い合わせください。事業内容は変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

入会申込書は、<http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html#acn01> より申込書をダウンロードして印刷し、事業課（FAX 03-3209-1759）にお申し込みください。

東京社会保険協会

新規会員事業所 募集中

おかげさまで 創立
東京社会保険協会

お問い合わせは、管理部事業課 TEL 03-5292-3596

<http://www.tosyakyō.or.jp>



東京社会保険協会 からののお知らせ

社会保険事務講習会 **算定基礎届事務講習会** 開催のお知らせ

社会保険が適用される事業所は、7月1日現在のすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、毎年1回、「算定基礎届」を年金事務所に提出しなければなりません。本会では、**算定事務が初めての方**を対象に講習会を開催します。

| 開催日時等 | 定員 | 応募締切日 | 費用 | 対象者 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|----|------------|
| 平成28年6月14日(火) 15日(水) 16日(木) 17日(金) 〈時間〉13時30分～16時 *各回内容は同じです。 〈講師〉特定社会保険労務士 小林 元子氏 (がんこ社労士事務所) | 各回200名 | 5月10日(火) 必着 | 無料 | 算定事務が初めての方 |

応募方法 応募者多数の場合は抽選とします。

受講希望の方は、**メール** または **郵送** の2通りの方法でお申し込みいただけます。

メールによる申し込み

本会ホームページまたは**メール申し込みURL**にアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力の上、応募締切日までに申し込みください。

応募結果などは、5月下旬までに、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

メール申し込みURL <https://fofa.jp/tosyaky/a.p/182/>

郵送による申し込み

本ページの参加申込書を印刷して、必要事項を記入の上、**82円分の切手を貼った返信用封筒(宛先を明記)**を同封してください。

応募結果などは、5月下旬までにお知らせします。

返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく。

会場および地図

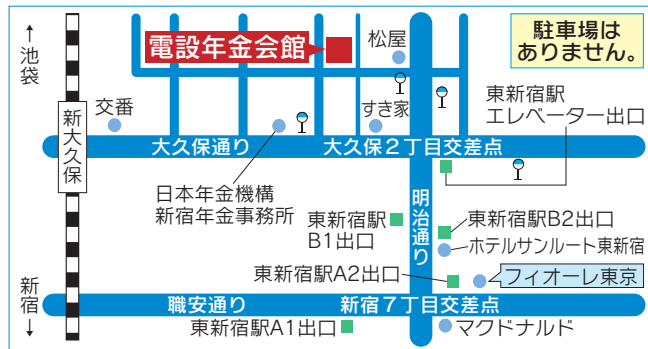
電設年金会館(東京都電設工業厚生年金基金会館)

●新宿区大久保2-8-3

〈交通〉

- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
- 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分

※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人東京社会保険協会 講習会 算定 係 TEL 03-5292-3596

社会保険事務講習会 **算定基礎届事務講習会** 参加申込書

| | | | |
|-------------------------|-----------------|--------|---------|
| ふりがな | | 年齢 | 性別 |
| 参加者氏名 | | 歳代 | 男・女 |
| 事業所名 | | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 連絡先電話番号 | (事業所・個人) | 参加希望日 | 6月 日() |
| 健康保険の種類 (○で囲んでください。) | 全国健康保険協会(協会けんぽ) | 健康保険組合 | その他 |

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用しません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

平成28年度 社会保険事務講習会・セミナーの開催予定

東京社会保険協会が開催する平成28年度の社会保険事務講習会・セミナーを、右のとおり計画しています。

平成27年度は、6,500名を超える方にご応募いただき、4,190名の方が参加されました。

28年度も引き続き、社会保険事務講習会や各種セミナーを通じて、社会保険制度についての啓発と理解の向上を図ってまいります。より多くの皆様のご参加をお待ちしています。

| 開催予定月 | テーマ | 『社会保険新報』掲載予定月 |
|-------|---------------------------------------------|--------------------|
| 28年6月 | 算定基礎届事務講習会 | 本号8ページをご覧ください |
| 7月 | 社会保険の基礎知識事務講習会 年金シニアライフセミナー | 5月号で広報 |
| 9月 | メンタルヘルス対策セミナー（人事担当者向け） 年金・労働法改正に関する講習会 | 7月号で広報 |
| 10月 | 労災保険・雇用保険の基礎知識に関する講習会 健康保険の給付に関する講習会 | 8月号で広報 |
| 11月 | 年金の仕組みと手続きに関する講習会 | 9月号で広報 |
| 29年2月 | 40歳代からのライフプランセミナー 60歳からの雇用保険、社会保険の手続き講習会 | 11月号で広報 12月号で広報 |
| 適宜 | 新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会 | 本会ホームページにてご案内 |

※開催予定月、テーマ、『社会保険新報』掲載予定月については、諸事情により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。



新たな季節の始まり

編集委員 河村 正義



4月といえば、新たな季節の始まりや新生活への旅立ち、気候が穏やかになるなど、何か新しいことが始まる月だと思います。

企業では、新入社員の入社により、新たな風が吹き込み、新鮮な感じになります。学校では、新たな友達ができ、進級や進学して新たな環境での活動が始まります。

気候は、朝晩の冷え込みが収まり、次第に日中は暖かくなり、桜の満開を迎え、人々が活気に満ちあふれてきます。

このように新たな季節の始まりである4月は、法律が施行または改正される時期でもあります。

今年の4月から実施される注目すべき法律の改正は、電力の小売業への参入が全面自由化されることだと思います。今までは、家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社だけが販売することができ、他の事業者から電気を買うことはできませんでした。しかし、4月1日以降は、電力の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店を含むすべての消費者が、それぞれのライフスタイルに合わせて、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

あまり知られていないかもしれませんが、電力の小売自由化は、工場などの大口消費者については、すでに実施済みです。

最初の電力の小売自由化は、2000年3月に始まり

ました。対象は「特別高圧」区分の大規模工場やデパート、オフィスビルなどで、電力会社を自由に選択することができるようになりました。その後、2004年4月と2005年4月に、対象が「高圧」区分の中小規模工場や中小ビルなどへと拡大し、2016年4月からは、「低圧」区分の家庭や商店などでも、電力会社を自由に選択することができるようになりました。以前から電力の小売自由化を行っているとはいえ、本当に大丈夫なのか心配ではありますが、小売自由化後も、物理的な電力供給の仕組みについて、原則、変更はないようです。

電力の小売自由化により、さまざまな事業者が参入してくることで、多様な新しいサービスが期待されます。

たとえば、電気とガス、電気と携帯電話などの組み合わせによるセット割引やポイントサービスの付与、家庭の省エネ診断サービスなど。また、太陽光・風力・水力・地熱などの再生可能エネルギーを中心に発電を行う事業者から電気を買える、近くの自治体が運営する事業者から電気を買えるなどの電気の地産地消ができる、住まいのエリア外で発電された電気を購入できるなど。このように選択肢が増えることによって、今までにない新たな可能性が広がりました。

現代は電気なしでは生活ができない状態となっています。これまでは、一部の電力会社のみが電気を供給していましたが、さまざまな事業者を自由に選択できることは喜ばしいことでもあります。しかし、単に安いからだけではなく、総合的に判断して選択したいと思います。

記事提供／日本年金機構南関東地域第一部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部